

第6節

行政・公共分野の情報化に資する取組

SECTION 06

→ 1 行政・公共分野の情報化の推進

(1) 電子政府の実現 ～利用者本位の、簡素で効率的な政府の実現～

1 行政の情報化の総合的・計画的推進

政府は、これまで利用者本位の行政サービスの提供と予算効率の高い簡素な政府の実現を目指し、「電子政府構築計画」（平成15年7月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月一部改定）、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）、「IT政策パッケージ-2005」（平成17年2月24日IT戦略本部決定）等に基づき、電子政府構築を着実に推進してきた。今後は、e-Japan戦略の後継戦略となる「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）等に基づき、世界一便利で効率的な電子行政を目指し、オンライン申請率50%以上の達成や小さくて効率的な政府の実現を推進することとしている。

これまでの電子政府の取組により、平成17年3月までに国の行政機関が扱う申請・届出等手続（約1万4,000種類）のほとんど（約96%）についてオンラインによる申請等の利用環境が整った。

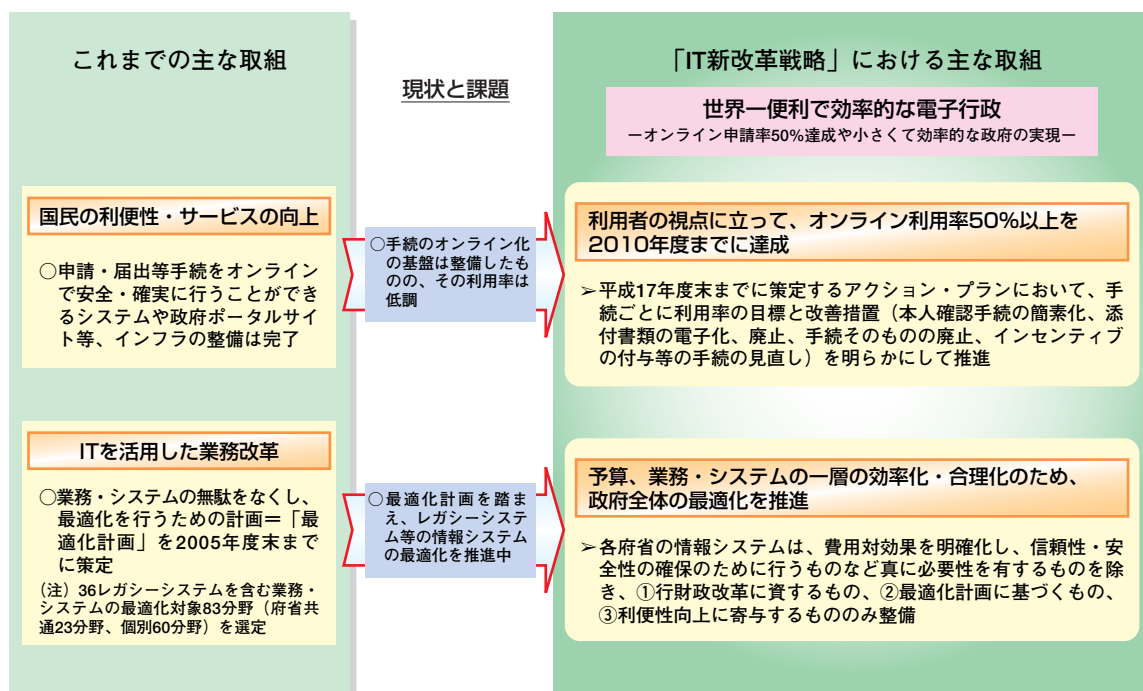
今後は、オンライン利用の促進を図ることが重

要であるとの認識の下、年間申請件数の多い手続について重点的・計画的に利用促進を図るため策定した「オンライン利用促進行動計画」を着実に実施するほか、電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用した行政手続のワンストップサービスの実現等、政府全体としての取組を推進している。

各府省の業務・システムについては、①業務の制度面・運用面からの見直し、②事務処理の電子化・共通化、③システムの一元化・集中化等による合理化・効率化等により、業務・システムを効率化・合理化する取組を推進している。平成17年度末までに、対象分野の最適化計画（76分野）を策定した。今後は、可能な限り早期に最適化を実施し、業務処理時間や経費の削減などの効果を上げることとしている。

また、この最適化の取組を継続的に行うため、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」を策定し、これに沿って最適化の実施状況及び評価状況のモニタリングを行うこととしている。

図表3-6-1 電子政府の取組について



2 調達手続の電子化

政府調達（公共事業分野を除く）手続の電子化は、「バーチャル・エージェンシー（省庁連携タスクフォース）の検討結果を踏まえた今後の取組について」（平成11年12月高度情報通信社会推進本部決定）に基づき、総務省が中心となり全省庁が参加する政府調達（公共事業分野を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議において推進している。

平成13年1月から競争契約参加資格審査・名簿作成の統一基準に基づく新システムの運用を、同年6月から各省庁の調達情報を一括する政府調達情報の統合データベースの運用を開始した。また、入札・開札の電子化については、総務省を含む各省庁において平成15年度末までに導入済みとなっている。

現在、調達関連業務の総合的な電子化実現に向け、契約の電子化が検討課題となっている。このため総務省は、契約の電子化の推進・実現に向け、平成15年9月、「政府調達（公共事業分野を除く）における契約の電子化のあり方に関する検討会」を設置し、CIO連絡会議の検討と連携を図りつつ契約の電子化におけるシステム上の諸課題等について検討を行い、平成17年4月に最終報告書を取りまとめた。同報告書では、政府調達における契約電子化を巡る国内外の動向、政府調達における契約業務の現状及び電子化のあり方、電子契約システム実現に向けた行動計画等について取りまとめられており、総務省では、同報告書を踏まえ、平成

17年度より電子契約システムの設計に着手している。

同システムについては、2か年度にわたる設計作業の後、システム開発に取り組み、平成20年度中の運用開始を図る予定となっている。

3 消防防災分野におけるICT化の推進

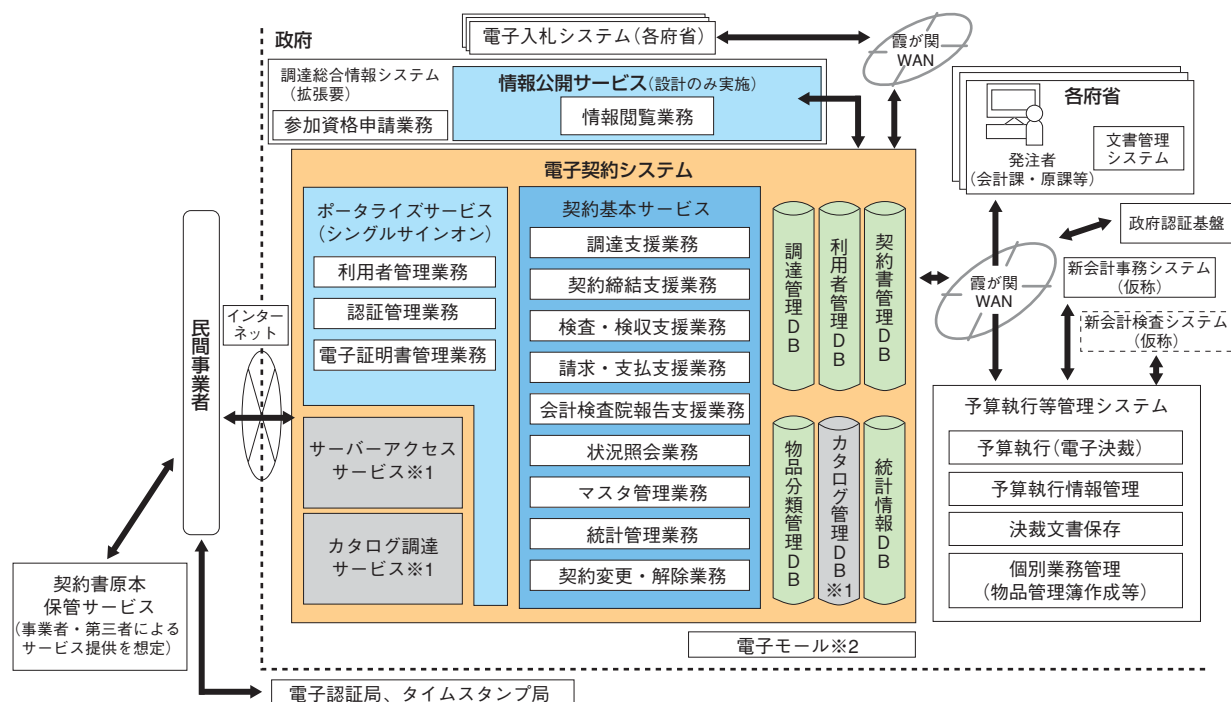
(1) ネットワークインフラの整備

総務省では、災害時等において、迅速かつ的確に情報の収集・伝達を行うために、地上系通信網である消防防災無線を整備しており、都道府県及び市町村も、それぞれ都道府県防災行政無線、市町村防災行政無線を有している。また、総務省及び各地方公共団体においては、衛星系通信網である地域衛星通信ネットワークも活用しているところであり、今後、これら地上系無線網、衛星系通信網の更なる整備促進を行うとともに、これら関係無線の高度化・高機能化を推進していくこととしている。

また、各消防本部と消防・救急隊員間又は消防・救急隊員間同士の連絡を行うための無線通信網である消防救急無線については、秘匿性の確保、高度なアプリケーションの実現、周波数の有効利用等のため、デジタル化に取り組むこととしており、各都道府県では地域の実情を踏まえつつ、平成18年度中に整備計画を作成することとしている。

さらに、総務省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国民の安心・安全の確保に向けた「消防庁防災情報システム」の充実強化を図るととも

図表3-6-2 電子契約システムの将来モデル



※1 サーバーアクセスサービス及びカタログ調達サービスについては、中長期的な課題として引き続き検討

※2 電子モジュール等との連携の詳細については、担当府省と今後検討

に、武力攻撃事態等発生時において国民保護法に基づく住民安否情報の収集及び提供を効率的に行うことができるよう、平成18年度中にシステムの構築を進めることとしている。

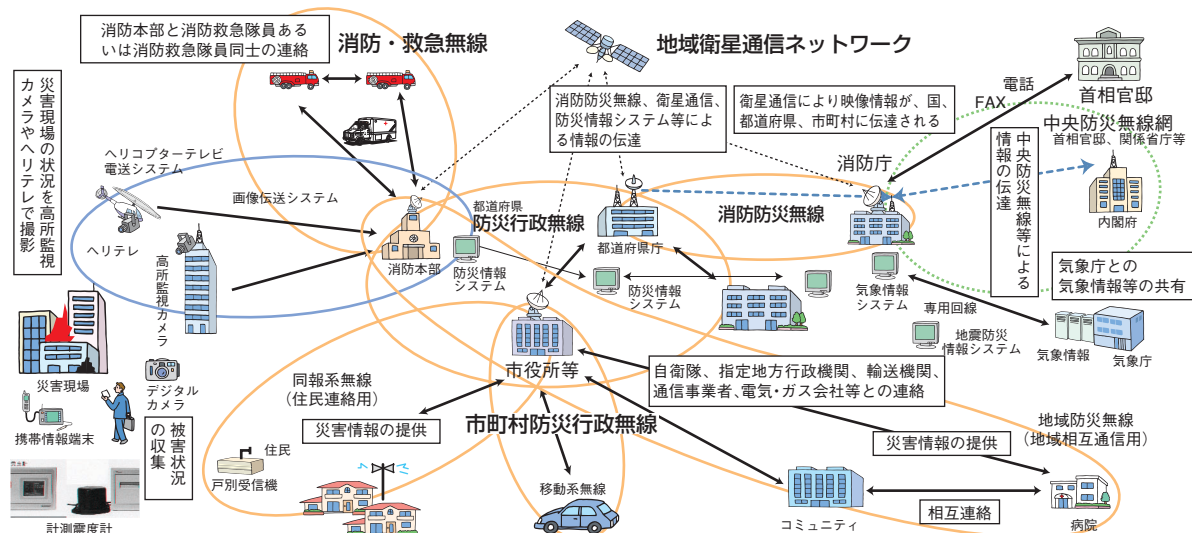
(2) 情報通信技術の進展への対応

これまで、携帯電話からの119番通報については、地域の消防本部の中で代表となる消防本部で受信し、管轄消防本部へと転送する代表消防本部方式により運用を行ってきたが、この方式では、転送にかかる時間的遅延等の問題が指摘されてきたことから、管轄消防本部での直接受信を可能とするシステムへの移行を平成17年度に進めてきたところである。また、現在の119番通報の発信位置情報表示については、携帯電話では実現しておらず、IP電話等では各事業者ごとに設置する端末に文字のみで行われるなど、迅速な対応が困難な状況となっていることから、総務

省では、平成17年度に、「IPネットワークを用いた119番通報の在り方に関する研究懇談会」の開催等により、消防関係機関や電気通信事業者等と連携を図りながら、発信位置情報を指令台に的確に地図表示することができるシステムの標準仕様を策定した。平成18年度においては、平成19年4月の運用開始に向けたシステムの構築を進めることとしている。

今後は、IT新改革戦略等を踏まえ、国・地方公共団体・住民間における防災情報の共有化を図っていくため、総務省では地方公共団体と連携しつつ、計画的かつ積極的に情報化を推進する予定である。特に関係無線のデジタル化を早期に効率的に実施するため、また、必要な情報システムの整備、データ連携を進めるため、必要な方策を検討していくとともに、幅広く地方公共団体への支援を行うこととしている。

図表3-6-3 消防防災通信ネットワークの概要図



(2) 電子自治体の実現

1 電子自治体の進捗状況

地方公共団体の電子自治体構築に向けての取組のうち、申請・届出等手続をオンライン化するための汎用受付システムの導入状況については、平成17年4月現在、都道府県では37団体（78.7%）、市町村においては493団体（20.4%）が既に導入している。そのほか、電子入札や公共施設予約のオンライン化の開始等、今後、住民・企業等に対するサービスの開始に向けた具体的な取組が、各地域において急速に進んでいくこととなる。

2 電子自治体システムの構築

総務省では、総合行政ネットワーク (LGWAN: Local Government Wide Area Network)、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証

サービス等の基盤を活用し、効率的な電子自治体を推進するとともに、住民サービスの向上を図るため、様々な施策に取り組んでいる。

財政的・人材的に単独でのシステム運用が困難な小規模団体も含め、すべての市町村において電子自治体を推進していくためには、複数の自治体が共同で情報システムを構築し、運用を外部委託する「共同アウトソーシング」の取組が有効である。共同アウトソーシングを行うことによって、一団体当たりのシステム運用コストの削減や、標準化・共同化に伴う業務改革等の効果が期待される。なお、システム調達の適正化を図る観点からもシステム全体をブラックボックス化せず、標準的な技術を利用してオープン化・モジュール化を

図ることに留意する必要がある。

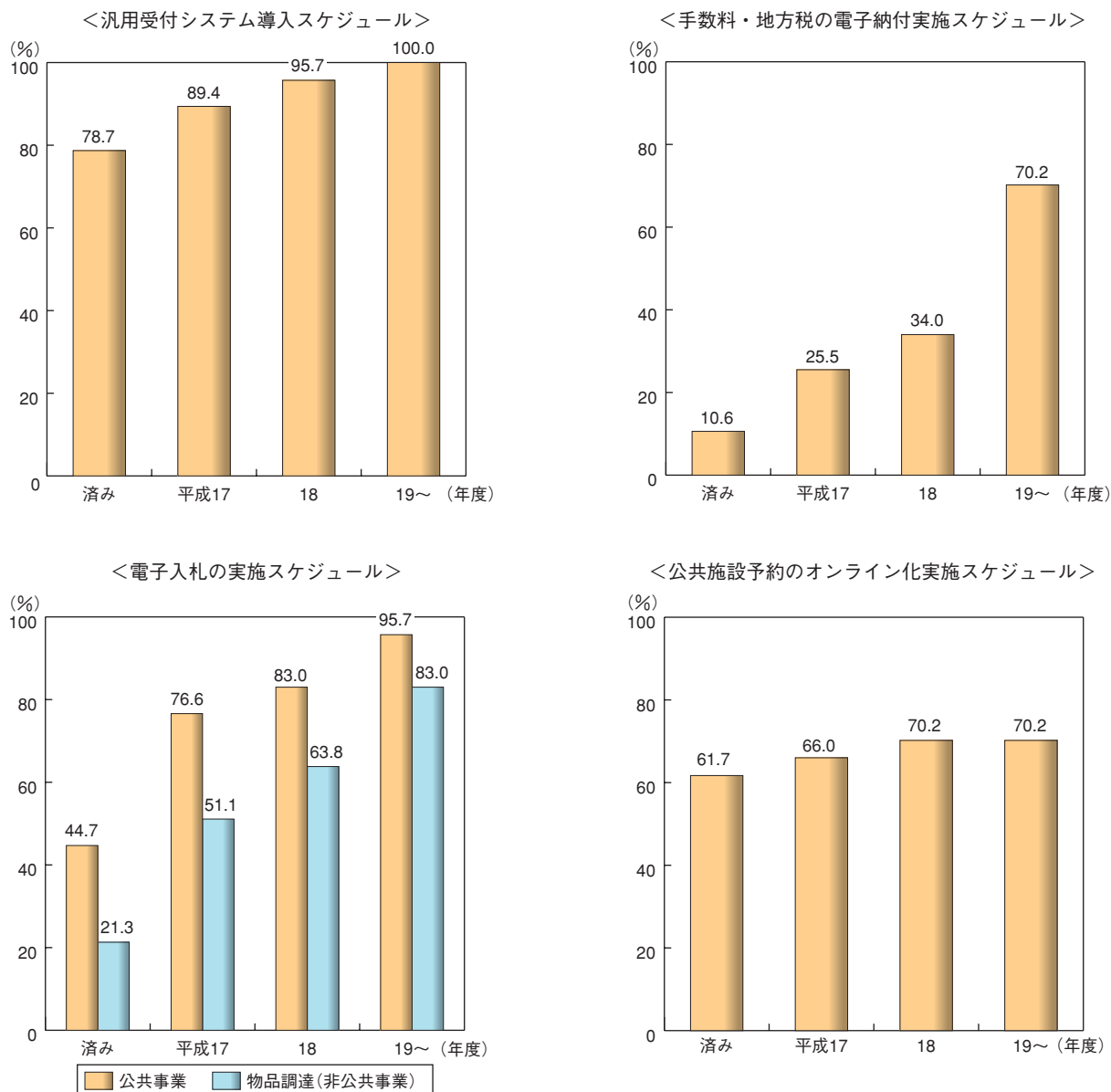
また、組織全体を通じた業務の最適化を図る設計手法であるEA（エンタープライズ・アーキテクチャー）を活用した効率的な電子自治体構築を推進している。今後、電子自治体システムで取り扱うデータの標準化と合わせて、データ体系の整理を進める予定である。

このほか、ICTを活用した住民参画を促進するため、「ICTを活用した地域社会への住民参画のあり方に関する研究会」を開催するとともに、地域SNSや

公的個人認証対応電子アンケートシステムの開発実証事業を実施している。今後、地域SNS等を活用してまちかどレポーターによる地域コミュニティの活性化に取り組む自治体を支援する予定である。

また、霞が関WANと総合行政ネットワーク（LGWAN）の活用により、国・地方を通じた業務の効率化を促進するため、国・地方連携システムの構築に取り組むとともに、電子自治体に係る各システム間のデータ標準化についても検討を行っている。

図表3-6-4 都道府県における電子自治体の推進状況



(出典) 総務省「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」(平成17年4月時点)

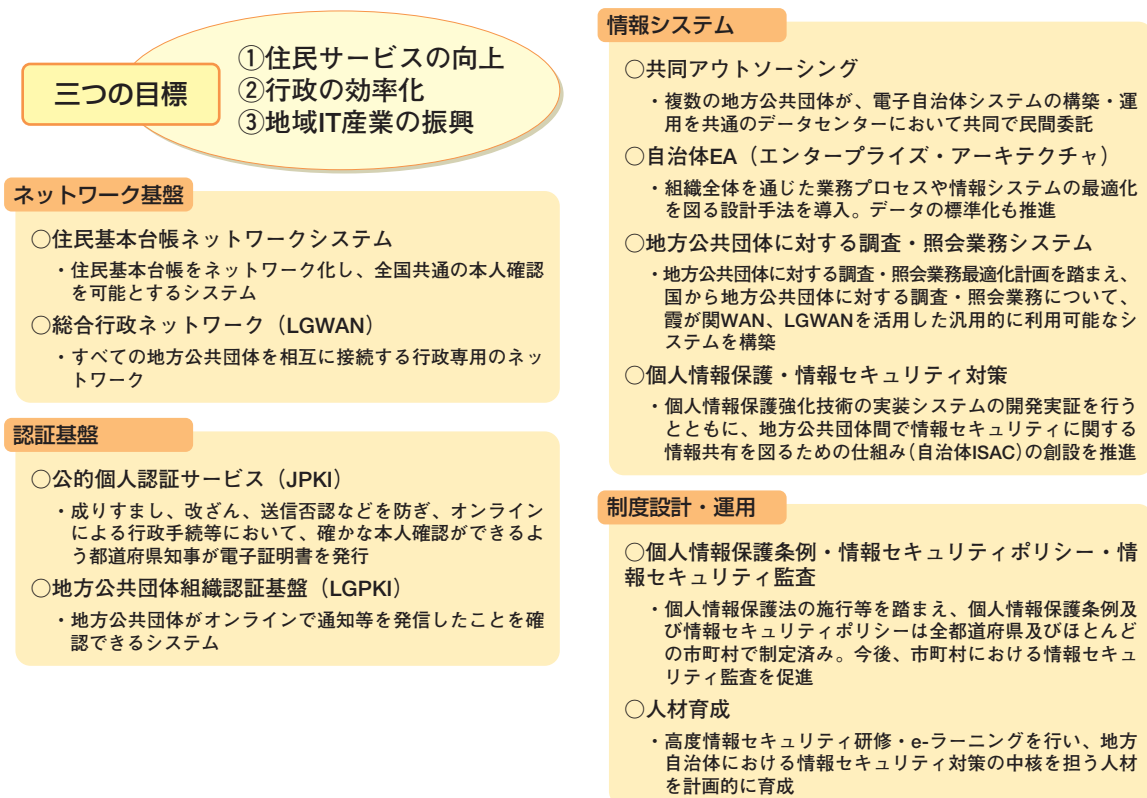
3 情報セキュリティ対策と個人情報保護の徹底

このような電子自治体の推進において、個人情報の保護と情報セキュリティ対策が重要な課題となっている。特に、平成17年4月に個人情報保護法が全面施行されたことから、地方公共団体の保有

する個人情報については、より一層厳格な管理が求められている。

平成18年4月現在、個人情報保護条例はすべての都道府県・市町村で制定済みであり、情報セキュリティポリシーは都道府県で全団体、市町村で

図表3-6-5 電子自治体の推進



1,773団体（96.2%）が策定している。今後、総務省では、すべての地方公共団体が組織的・総合的な情報セキュリティマネジメントの観点から情報セキュリティ監査を実施するよう地方財政措置等の支援を実施するとともに、地方公共団体の情報セキュリティに関する情報や対策を地方公共団体間で共有する機能等を有する「自治体情報共有・分析センター」（仮称）の実証実験を行い、本格運用を目指すこととしている。

4 住民基本台帳ネットワークシステムの活用

住民基本台帳ネットワークシステムは、地方公共団体共同のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図り、本人確認情報（情報：氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード及びこれらの変更情報）により全国共通の本人確認を可能としている。

平成14年8月から住民基本台帳ネットワークシステムが稼動し、行政機関への本人確認情報の提供が可能となり、パスポートの申請の際の住民票の写しの添付や共済年金受給者の現況届が廃止された。平成15年8月からは、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、住民基本台帳カードの交付等が開始され、住民基本台帳ネットワークシステムが本格的に稼動した。また、平成16年1月からは、同システムを活用した公的個人認証サービスが開始され、電子政府・電子自治体の基盤として重要な役割を果たしている。さらに、平成18年秋

からは、住民基本台帳ネットワークシステムの活用により、国民年金・厚生年金の受給権者の現況届を廃止することが予定されている。

この住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、個人情報保護が重要な課題であり、制度面、技術面、運用面のいずれの面においても、十分な対策を講じている。総務省は、住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会での議論・提言を踏まえ、引き続き全地方公共団体を対象としたチェックリストによる点検を実施するなど、個人情報保護について十分な措置を講ずることとしている。

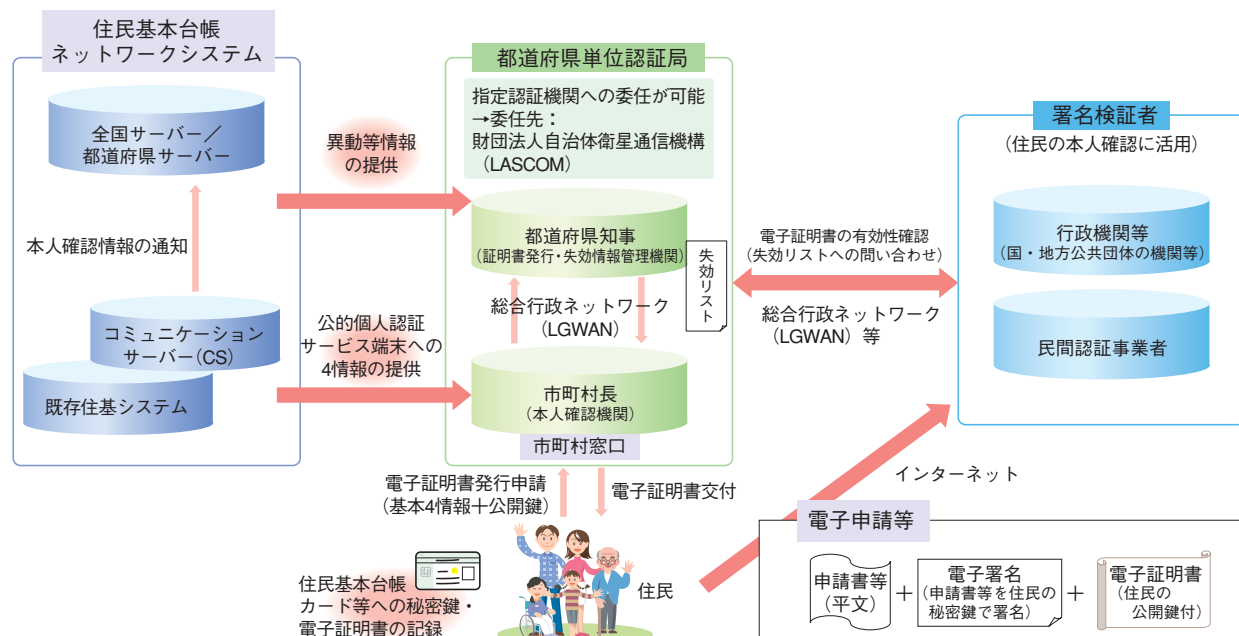
このように、住民基本台帳ネットワークシステムは、電子政府・電子自治体の基盤となるものであり、総務省では、都道府県、市町村等との連絡調整を図りつつ、引き続き地方公共団体における本システムの円滑かつ着実な運用を支援している。

5 公的個人認証サービス

(1) 公的個人認証サービスの概要

インターネット上におけるデジタル文書については、文書作成者の特定が困難、改ざんされても痕跡が残らないといった特有の問題があることから、他人になりすまされたり、文書の内容を改ざんされたり、送信者に送信を否認されたりするなどの危険性がある。行政手続等のオンライン化を促進し、電子政府・電子自治体を実現するためには、こうした問題を解決する必要がある。平成16年1月、インターネット上において確かな本人確認ができる公的個人認

図表3-6-6 公的個人認証サービス



証サービスの提供が開始された。公的個人認証サービスの電子証明書は、有効期間が3年間、発行手数料が500円となっており、市区町村の窓口で厳格な本人確認を受けた上で、住民基本台帳カード等のICカードに格納され、発行を受けることができる。住民はICカードに格納された秘密鍵を用いて電子署名を行い、電子証明書とともに送信することにより、行政機関等へ確かな本人確認を伴ったオンライン申請をすることが可能となる（図表3-6-6）。

公的個人認証サービスを利用して申請等を行うことができる手続としては、国税の申告や旅券の発給申請、不動産登記申請等、平成18年2月現在で、国では11府省庁、地方公共団体では45都道府県及び一部市区町村の手続が対象となっているところであり、今後、国及び地方公共団体の各種手続においても、公的個人認証サービスの利用が順次拡大される見込みである（図表3-6-7）。

(2) 公的個人認証サービスの利用・活用の推進

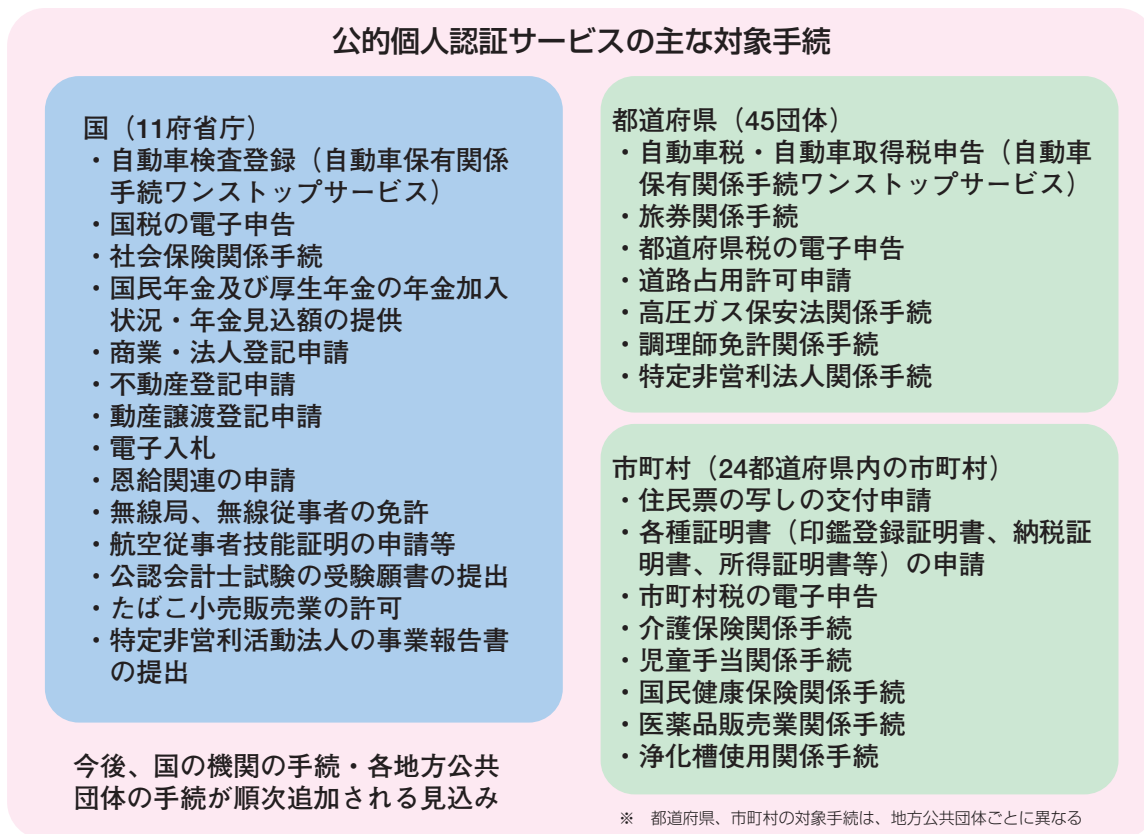
公的個人認証サービスの利用・活用を推進するため、総務省、関係府省において、以下の①～⑤の施策に重点的に取り組んでいる。

- ① 公的個人認証サービスに対応した行政手続の増加を図るため、各府省への働きかけや地方公共団体への支援を行う。IT新改革戦略では、全都道府県において平成20年度までに、全市町村において平成22年度までに公的個人認証サービスに対応した電子申請システムを整備するという目標が明記されている。
- ② 公的個人認証サービスの電子証明書の有効性を確認できる者の範囲については、行政機関等のほ

か、司法書士、行政書士等の行政手続等の代理を行う者や公証人、医師等の行政手続等に必要添付書類を発行する者が、連合会等の所属団体を通じて電子証明書の有効性確認をできるようにする、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正案が第164回国会で成立したところである。

- ③ 金融機関の口座開設時等における本人確認に公的個人認証サービスが利用できるよう、平成17年10月に金融機関等本人確認法の省令及び外国為替法の省令を改正したところである。
- ④ 経済産業省と共同で設置している「官民連携ポータル検討会」において、電気、ガスなど公益的分野への公的個人認証サービスの利用範囲の拡大を検討するとともに、「保健医療福祉分野PKIと公的個人認証サービス・特定認証業務の連携等に関する検討委員会」において厚生労働省とも連携して保険医療福祉分野への利用範囲の拡大を検討している。
- ⑤ 公的個人認証サービスの新たな活用方策として、携帯電話・電子ロッカーを利用した無人での交付物の受け渡しや電子錠端末を利用した入退室管理など、モデルシステムの開発・実証を実施。平成18年度は、複数の地方自治体で、電子ロッカーによる交付物の自動受取、電子ドアによる公共施設の入退室管理、携帯電話による申請システムを利用した出張行政サービス、情報システムへのログインへの利用等、多面的な活用方策を可能とするモデルシステムの開発・実証を実施することとしている。

図表3-6-7 公的個人認証サービスの対象手続



（3）地域の情報化の推進

最近のインターネットの急激な普及を背景に、電子商取引や金融、教育、医療など社会・経済活動の各分野におけるデジタル化、ネットワーク化が急速に進展している。これに伴い、行政の各分野においても、情報通信技術を活用した行政サービスの向上等に対する期待が一段と高まっており、このような電子政府・電子自治体サービスの基礎となる地域の情報化が強く望まれている。そのた

め、総務省では、教育・福祉等の住民サービスの向上、行政の効率化、情報格差（デジタル・ディバイド）の是正等の観点から、総合的に地域の情報化を推進している。

1 地域情報化推進のための支援施策

総務省では下記のような地域情報化推進のための支援施策を行っている（図表3-6-8）。

図表3-6-8 総務省の主な地域情報化支援施策の概要

施策名	概 要
地域イントラネット基盤施設整備事業	地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図ることを目的として、学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体を支援（交付決定数：808事業）
地域情報通信基盤整備推進交付金	地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差（デジタル・ディバイド）を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る
地方単独事業	情報通信技術を活用して、社会の変化に対応した活力ある地域社会の形成、質の高い公共サービスや行政情報の提供及び地域間格差の是正を図るため、地方公共団体が地方単独事業として実施する公共施設等を接続する大容量で高速なネットワーク等地域の情報通信基盤等の整備に対する支援

※ （ ）内は平成17年度末までの交付決定数

2 地域における情報化の推進に関する検討会

総務省では平成15年12月、地域情報化の現状等を調査し、今後の市町村、都道府県、国等を結ぶ公共ネットワークの在り方や当該公共ネットワークを活用した行政の高度化を図るためのアプリケーションの在り方等を体系的に整理し、平成17年度以降の施策展開について検討等を行うため、「地域における情報化の推進に関する検討会」を開催し、平成17年3月に報告書が取りまとめられた（図表3-6-9）。同報告書では、上記の現状を踏まえ、今後の地域におけるICT利活用の一層の推進を図るため、①全国公共ネットワーク上の公共アプリケーションの展開、②次世代地域情報プラットフォームの開発、③地方公共団体におけるレガシー改革、④住民参画をはじめとする地域情報化推進体制等の整備等について提言が行われた。総務省では、同報告書の提言を踏まえ、ユビキタスネット社会

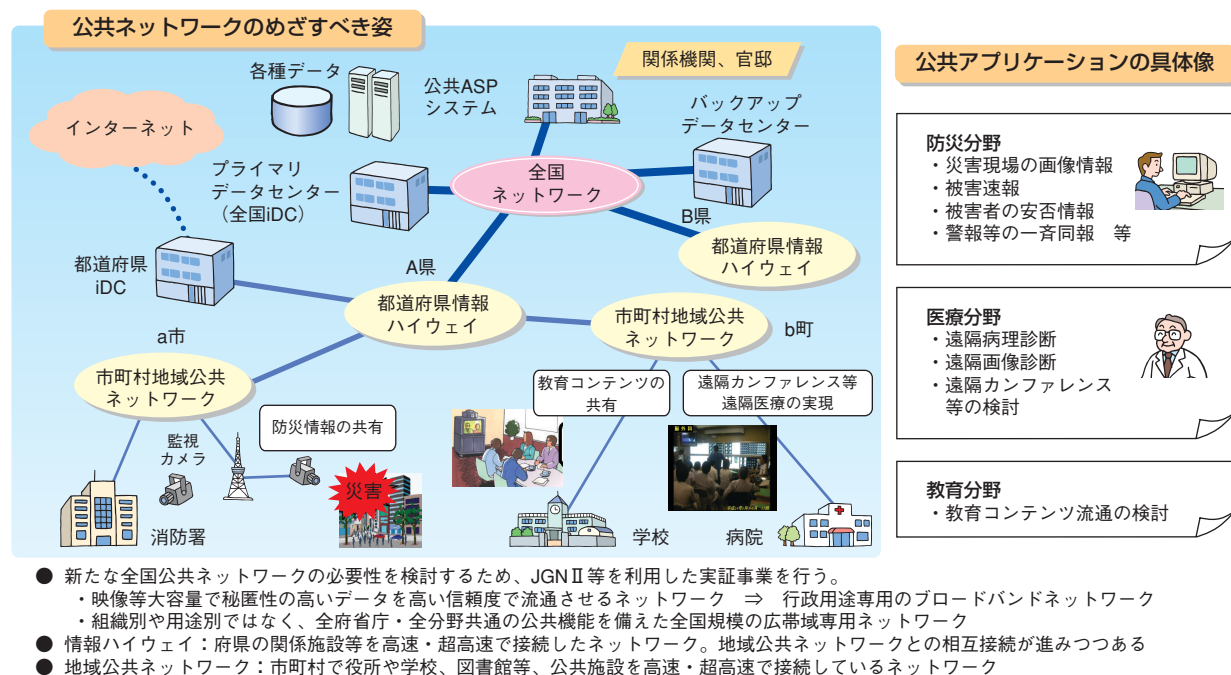
にふさわしい地域情報化の実現に向けて引き続き検討を進めていくこととしている。

3 ICTによる沖縄振興

政府では、沖縄振興を最重要課題の一つとして取り組んでおり、平成14年7月には、「沖縄振興特別措置法」に基づき、内閣総理大臣が「沖縄振興計画」を決定した。同計画においては、「これからのリーディング産業として期待のかかる情報通信関連産業の集積を図るため、既存産業の振興を図るとともに、新たな企業の立地促進を図る」とこととされている。

総務省では、離島のブロードバンド環境の整備の支援をはじめ、高度なスキルを身につけたICT技術者や指導者の育成を目的とした「IT高度人材育成事業」（経済産業省との共同支援）等により、情報通信関連産業の集積・振興を図っている。

図表3-6-9 全国的な公共ブロードバンド・ネットワークのイメージ



(4) テレワークの推進 ～テレワークによる多様な働き方の実現～

テレワークは、情報通信技術を活用した在宅勤務等によって、就業者の仕事と生活の調和を図りつつ業務効率の向上を実現するものであり、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保（男女共同参画社会の形成）や、少子・高齢化対策、環境負荷低減等の社会問題の解決に向けた貢献ができるものと期待されている。

政府では、「e-Japan戦略Ⅱ」（平成15年7月 IT戦略本部決定）に引き続き、「IT新改革戦略」（平成18年1月 IT戦略本部決定）においても、「2010年までに

適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現」とする旨の目標を掲げている。

しかしながら、テレワークを導入している先進的な企業においても試行錯誤を行いながら、その定着と拡大を図っている段階にあり、その他の多くの企業においては、企業や就業者に与える効果や影響が明らかでないことや、在宅勤務時の適切な管理や評価、情報セキュリティの確保等の課題がある上、テレワークという働き方への認知や理解そのものが不足しているため、いまだ新たなワ

ークスタイルとして定着しておらず普及が不十分な状況にある。

そこで、総務省ではテレワークの一層の普及促進を図るため、以下のような推進施策に取り組んでいる（図表3-6-10）。

1 「テレワーク推進フォーラム」の設立

テレワーク推進関係4省（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）が呼びかけ、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」¹を平成17年11月に設立した。総務省では、本フォーラムの活動と連携して、テレワークの円滑導入、効率運用のための調査研究や普及活動に取り組むこととしている。

2 民間企業のテレワーク導入環境の整備

テレワーク推進関係4省が共同で、これからテレワークの導入を考えている企業、あるいはテレワークを導入したが運用がうまくいっていない企業などを支援するため、「企業のためのテレワーク導入・運用ガイドブック」²を作成し、平成17年8月に公表した。

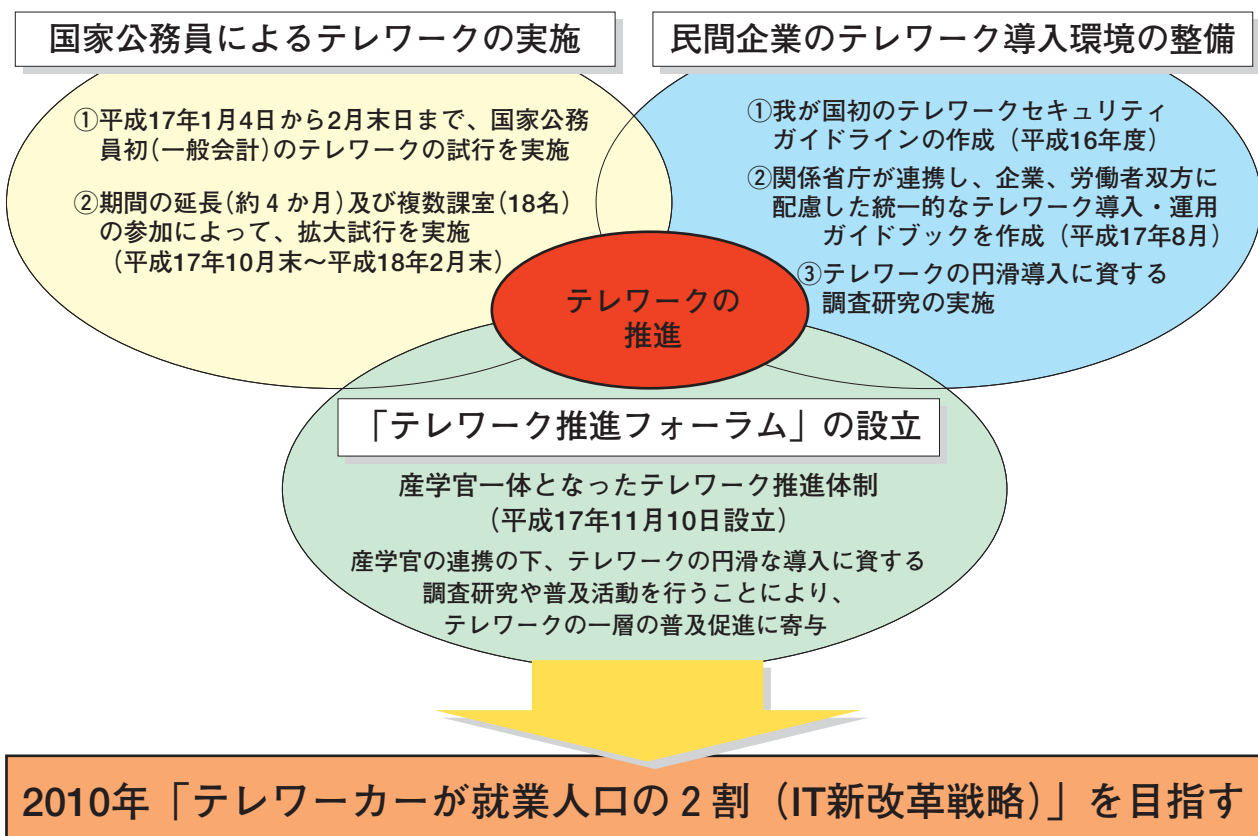
3 国家公務員によるテレワークの実施

国家公務員についてはテレワークがいまだ本格導入されておらず、国全体のテレワークを促進する観点からもテレワークの本格実施が求められている。

このため、総務省では、他府省に先がけ平成17年1～2月末及び平成17年10月末～平成18年2月末の2回にわたり試行を実施した。2回目の拡大試行では、期間（約4か月）及び規模（11課室18名）を拡大した環境下で実施するとともに、新たにIP電話及びシンクライアントシステムを導入した。本拡大試行の結果、テレワーク勤務時には、幅広い事務（図表3-6-11）を行い、集中できる時間が増加した等の効果（図表3-6-12、図表3-6-13）が認められた。

総務省では、本試行結果を踏まえ、平成18年度以降のテレワークの本格実施に向けた課題の整理・解決を図ることとしている。

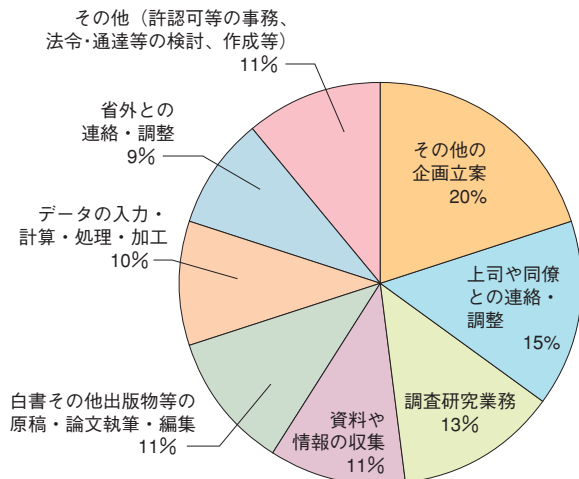
図表3-6-10 総務省におけるテレワークの推進のための施策



¹ テレワーク推進フォーラム（<http://www.telework-forum.jp>）

² 企業のためのテレワーク導入・運用ガイドブック：テレワーク推進フォーラムホームページ（<http://www.telework-forum.jp>）で閲覧可能

図表3-6-11 テレワークで実施した事務内容



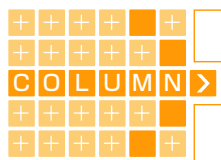
（参考）テレワーク拡大試行に参加した職員の感想等を掲載した「テレワーク拡大試行日記」を公開中。
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/telework/pdf/telework_kakudai_diary.pdf

図表3-6-12 テレワークによる生産性の向上

テレワークでは、必要な業務処理を行うことができたか	割合
計画以上にできた	6%
計画通りにできた	22%
概ねできた	72%
あまりできなかった	0%
全くできなかった	0%
生産性が向上する事はありませんでしたか （前問で計画以上にできた、計画通りにできたを回答した者のみ回答）	割合
定型的な業務を行う際の処理時間が短縮した	27%
創造的な業務を行う際の業務の内容や質が向上した	27%
通常勤務と変わらなかった	37%
通常勤務より低下した	9%

図表3-6-13 テレワーク勤務日の余暇時間

テレワーク勤務日の余暇時間は増えましたか	割合
大幅に増えた	33%
やや増えた	61%
変わらなかった	6%
やや減った	0%
大幅に減った	0%



医療分野におけるユビキタスネット技術の利活用

医療分野の課題解決に向けたICTの利活用

～ユビキタスネット時代の新しい医療の姿を提示～

少子高齢社会の到来を迎えた我が国では、医療が果たす社会的役割はますます大きくなると予想されるが、医療をめぐる社会的状況は、医療費の増大、医療の安全性や効率性の向上等の様々な課題が指摘されている。

医療の実施現場においては、患者ニーズの多様化、医療の高度化・専門化等が進み、患者中心で質が高く効率的な医療サービスを提供する環境整備等を図ることが期待されている。

ICTは、こうした医療分野が抱える課題解決に貢献できると期待されているが、現状では期待されるほど利活用が進んでおらず、限定的な範囲での利活用にとどまっている。

そのため、総務省では、医療分野におけるICTの利活用を促進するため、医療分野でのICTの利活用の可能性等を多角的に検討することとし、平成17年10月から平成18年3月までの間、有識者、医療従事者、医療情報システムベンダー等で構成される「医療分野におけるICTの利活用に関する検討会」を開催し、報告書として取りまとめた。

本報告書では、ICTを広範囲に活用することにより、安心安全な医療を実現するユビキタスネット時代の新しい医療の将来像を「ユビキタス健康医療」と呼び、ユビキタス健康医療を実現するフィールドを医療機関内、日常生活圏、地域医療連携、災害・救急医療にわけて電子タグ等を活用した具体的なICTの利活用策を提示した。

図表1 医療分野におけるICTに対する期待

医療分野の課題解決のためにICTに期待される役割は以下のとおり。

医療の質の向上

- ◆最新の医学情報の入手、患者自身の疾患への理解向上・治療計画への参加、医療の個別化が実現。
(例) 根拠に基づく医療（EBM手法に基づく診療ガイドライン）、最適な治療計画（クリニカルパス）、バーチャルリアリティ手術、テラメイド医療 等

業務負担軽減・効率化

- ◆施設内での業務や地域内での医療における「省力化」、「業務連携」及び「コスト削減」の実現。
(例) 業務フローの改善、医薬品等の在庫・消費状況の自動把握・自動発注、医療従事者や患者の状態所在等の自動把握、地域内患者の診療連携 等

医療の安全性・信頼性向上

- ◆医療従事者間のリアルタイムかつ正確な情報伝達・共有を実現して「ヒューマンエラーの防止」を実現し、また、医療の実施行為等のサポートや常時モニタリングによる「医療過誤の防止」を実現。
(例) 人や医薬品等の取り違いなどの自動チェック、与薬ミス等処方や実施行為の自動チェック、機器の安全管理 等

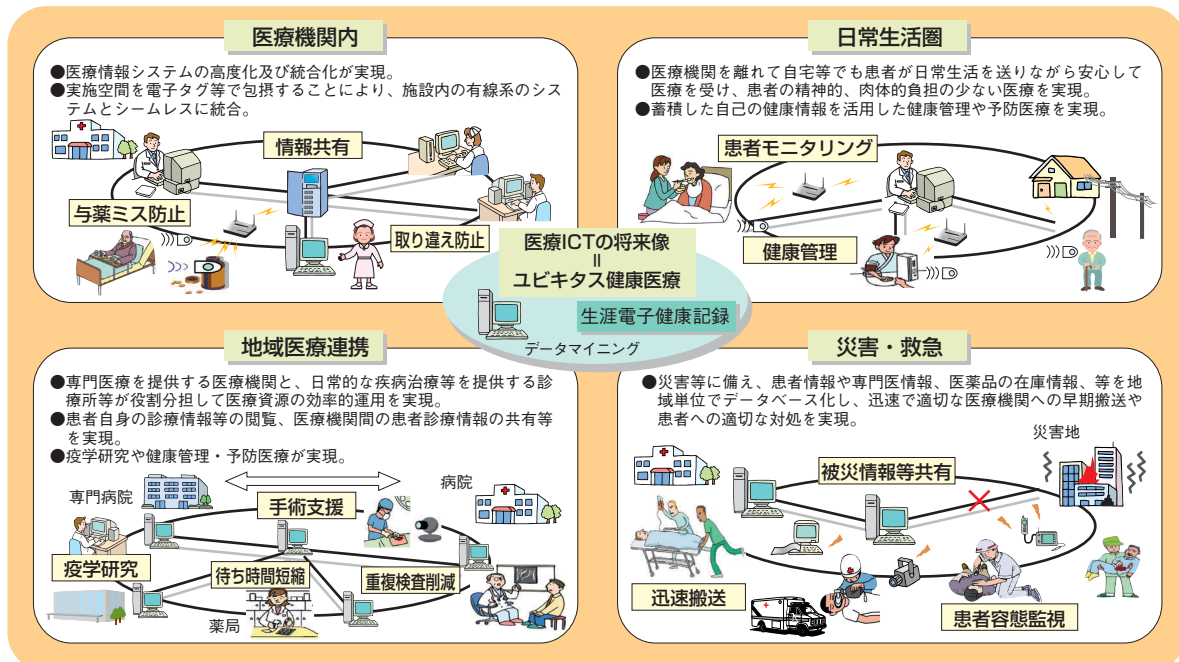
患者中心の医療サービス

- ◆患者の精神的、肉体的な負担を軽減させ、かつ、患者にとって最適な医療を実現。
(例) 通院負担や重複検査などの削減、待ち時間の短縮、自己の診療情報等の開示、インフォームド・コンセント、セカンドオピニオン、予防医療、家庭への早期復帰 等

図表2 ユビキタス健康医療の全体像

ユビキタスネット時代の新たな医療の将来像 —ユビキタス健康医療の全体像—

ユビキタスネットワークを通じて、誰でも、いつでも、どこでも最適な医療サービスを受けることができ、また健康管理や予防医療が以下の四つのフィールドで実現される。



参考URL http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/iryou_ict/index.html